

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

- a. 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A 等の事業承継支援、取引先のテレワーク導入支援 等）
- b. IT 実装支援（共通EDIの構築、データの相互利用、IT人材の育成支援、サイバーセキュリティ対策の助言・支援 等）

産地や原材料メーカーとの直接的な対話を通じて、品質の安定化と持続可能な調達体制を構築します。また、食品ロス削減において、製造過程で発生する副産物や規格外品の有効活用について取引先と共同研究を行い廃棄物削減を目指します。地域の小規模生産者に対しても、当社の販路や品質管理ノウハウを提供し、地域経済の活性化とサプライチェーン全体の共存共栄を図ります。

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかけ、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等にとらわれない連携により、共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続やキャッシュレス化、DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進など、取引先への支援も行います。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

3. その他（任意記載）

- ・ **地域生産者との連携**： 地元の農畜産物を使用する際は、生産者の経営安定に寄与するよう長期的な契約栽培や技術交流を行い、地域ブランドの維持・発展に貢献します。

2026年1月28日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

金星食品有限会社

企 業 名

代表取締役 戸所 文子

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。